

第5章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けて

「宇都宮市地域福祉計画」は将来像である「市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭で、自立した心豊かな生活が送れるよう、市民や団体などが福祉活動に取り組み、ともに支え合う地域社会」の実現に向け、住民の地域福祉に関する意見を踏まえた施策・事業を示すとともに、重点的に取り組む事業については、可能な限り具体的な目標を設定し、住民・事業者・行政が協働し推進していくものであります。

今後、様々な地域の生活課題に対応していくため、総合的かつ計画的に計画の推進が図れるよう、次のとおりの推進体制を整備します。

1 住民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域社会を構成する住民・事業者・行政などが協働することにより、地域福祉を推進することが重要です。また、住民や地域組織などと話し合い、福祉サービス利用者のプライバシーに十分に配慮しながら事業を推進します。

なお、本計画は行政計画であることから、行政の役割を中心に構成されていますが、住民・事業者・行政の主な役割を示すと以下のとおりとなります。

住民・事業者・行政の主な役割

住民

地域福祉を推進する団体（自治会・地区社会福祉協議会・民生委員・児童委員協議会など）への参加，協力
福祉ボランティアなどへの参加
地域の身近な生活課題の発見と解決
福祉ボランティア団体，NPO法人などの運営
地域におけるニーズの把握
日常的な仲間づくり，交流の場づくり
行政や保健・福祉の専門的な機関・団体による市民活動との連携
見守り，声かけなどの自主的な福祉活動の推進
地域福祉を担う人材の発掘
など

事業者

地域における研修会・交流会への講師派遣
福祉ボランティアなどの受け入れ
地域福祉活動の場の提供
地域福祉活動への参加
地域ネットワークへの参加
地域との交流
サービスの質の向上
自己評価・第三者評価制度の導入
苦情解決体制の整備
相談機能の充実強化
バリアフリーの推進
福祉人材の育成，新たな事業の開発，事業への参入
など

行政

地域福祉を推進する団体（自治会・地区社会福祉協議会・民生委員・児童委員協議会など）への支援
福祉ボランティアなどの活動支援
地域におけるネットワーク体制整備への支援
福祉などの総合相談体制の整備
保健・医療・福祉サービス体制の総合化及び連携の推進
福祉サービスなどに関する情報提供
自己評価・第三者評価制度の普及・啓発
苦情相談・苦情解決体制の整備推進
地域福祉権利擁護事業の推進
バリアフリーの推進
住民などの自主的な福祉活動推進への支援
地域福祉活動の拠点の整備
地域福祉を担う人材の育成
など

2 計画の公表

計画を円滑に推進するためには、「宇都宮市地域福祉計画」が住民主体の計画であることから、住民一人ひとりの協力が重要となります。計画の公表は、より多くの住民に周知することや透明性を確保する必要があることから、的確にIT化への対応を図りながら、市のホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じての公表に努めていきます。

3 計画の推進体制

この計画を着実に推進するため、庁内関係部局を中心として組織した推進体制により執行状況や推進上の問題点を的確に把握するなど事業の進行管理・評価を行なうとともに、宇都宮市社会福祉審議会から意見を聴取し、市として必要な対策を講じてまいります。

4 関係各種計画との連携

地域福祉に関連する分野において、教育、環境、まちづくりなど生活関連分野や男女共同参画などの各種関連計画との連携を図ります。また、市社会福祉協議会が策定予定の「地域福祉活動計画」などと連携を図り、支援を行ないます。

5 庁内関係部局との連携

地域住民が安心して充実した生活を送るためには、保健・福祉分野以外の施策の取り組みも重要であることから、市保健福祉部内の連携はもとより、幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

6 関係機関・団体との連携

当計画を着実に推進し、地域住民が安心して充実した生活を送るためには、保健・福祉分野以外の関係機関・団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。